

公衆インターネット電話への 着信転送について(論点整理)

平成17年12月
総務省総合通信基盤局

1 「公衆インターネット網への着信転送」を認めるべきか否か。

【これまで表明された意見】

インターネット電話への転送を条件付きで可能とすることが適当ではないか。

インターネット電話への転送について、その効用がインターネット電話への電話番号付与と実質的に同じであると見なせる転送は、過去の整理(品質要件)やユーザ保護の観点から認められないのではないか。

インターネット電話への転送方式としては、事業者が設置するGWを用いて回線を終端する方式と、回線を終端せずネットワーク転送する方式が考えられるが、通信品質の劣化が少ない後者のネットワーク転送方式を用いることも有効である。

【考え方の整理(案)】

利用者が自営設備を用いて公衆インターネット網へ転送する場合は、現状でも特段の問題はなく、今回の検討の対象外。電気通信事業者が着信転送の形態で公衆インターネット電話に転送する場合(ホスティングにより転送機能を提供する場合も含む。)について、検討が必要。

公衆インターネット電話への転送については、一旦、呼を着信させ、公衆インターネット網に転送させる形態であれば、呼の着信と公衆インターネット網への転送は別個の役務と整理されるため、許容することが適当。この場合、一旦、呼を終端しているものであるため、公衆インターネット電話に、直接、番号を付与していることにはあたらない。

但し、発信者の観点からは、受信者に係る電話番号に発信したのみであり、当該通信が公衆インターネット網を経由して受信者に転送されるかどうか分からないため、何らかの発信者保護の方策が必要。

また、回線を終端せずネットワーク転送する方式については、公衆インターネット網の部分も含めてエンド～エンドで電話サービスを提供していると考えられるため、公衆インターネット電話に、直接、番号を付与しているとみなされるものであり、許容することは不適當。

2 「公衆インターネット網への着信転送」を認めるとした場合の条件

【これまで表明された意見】

事業者の責任の及ばない公衆インターネット網への着信転送であるため、認めることとした場合、発信者保護の観点から、その点が識別できるような条件を課す必要があるのではないか。具体的には、トーカーを入れる等のなんらかの識別方法を考慮すべきではないか。

常時転送を行っているユーザーへの通信に、毎回トーカーが入ると、耳障りなものと受け取られて発信頻度に影響するなど、サービスそのものへの悪影響が懸念されるため、慎重な検討が必要。

【考え方の整理(案)】

発信者保護の観点からの措置を取るについては異論がないものと思われるが、現時点ではトーカーの挿入が現実的。具体的には、公衆インターネット電話(または個別サービス名)に転送を行っている旨の内容(「インターネット電話に転送します」等)が考えられるのではないか。

トーカーを挿入する以外に、例えばユーザ(当該サービスの契約者以外に、広く利用者一般を含む。)に幅広く告知することも考えられるが、ユーザ告知によって理解が得られる環境には、現時点では至っていないもの認識。

但し、使用頻度の高いユーザが毎回同様のトーカーを聞くこと等がサービスの提供の妨げになると考えられるのであれば、(2度目以降は)途中でトーカーのキャンセルを可能とするなど、運用上の工夫はあり得るのではないか。

3 その他

発信者番号の取り扱いについて

【考え方の整理(案)】

発信者番号については、現状の着信転送においては、発信者の発信者番号が表示されることが通常ではあるが、システムによっては転送元の表示が出る場合も許容される。

今般の公衆インターネット網への転送においても、着信転送という観点からは同様であり、発信者番号についても同様の整理とすることが適当。

また、公衆インターネット電話からの発信については、「表示圏外」とすることが通常と考えられるが、転送元の番号が表示されることも許容される。